

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

福祉環境委員会記録

平成 27 年 9 月 9 日(水)

全 員 協 議 会 室

9 時 58 分 ～ 12 時 40 分

【委 員】 芦谷委員長、田畑副委員長、足立委員、柳楽委員、道下委員、平石委員
澁谷委員、西村委員

【委員議議員】 笹田議員、牛尾昭議員、小川議員、佐々木議員、江角議員、野藤議員
布施議員、岡本議員

【議長団】 原田議長

【執行部】 川崎健康福祉部長、杉本健康福祉部次長（地域福祉課長）
猪木迫地域医療対策課長、中田健康長寿課長、有福子育て支援課長
宮崎市民生活部長、三浦市民生活部次長（医療保険課長）
村瀧総合窓口課長、原田環境課長
吉永金城支所長、山田市民福祉課長
田村旭支所長、佐々尾市民福祉課長
細川弥栄支所長、岡本市民福祉課長
斎藤三隅支所長、大田市民福祉課長
山本上下水道部長、小川上下水道部次長（管理課長）、岸本工務課長
塚田下水道課長
宇津地域政策部次長(政策企画課長)、岡田地域プロジェクト推進室長
斗光情報政策課長

【事務局】 外浦書記

議 題

1. 議案第 70 号 浜田市手数料条例等の一部を改正する等の条例について
2. 請願第 9 号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続を求める
意見書の提出について
3. 陳情第 7 号 ノモンハン事件の戦没者慰霊祭に関する陳情
4. 執行部報告事項
 - (1) 平成 27 年度臨時福祉給付金申請受付について
 - (2) 浜田市健康福祉フェスティバル・浜田駅北医療フェスタの開催について
 - (3) 介護保険負担限度額更新申請にかかる質疑等の状況について
 - (4) 浜田市多子世帯生活支援（商品券交付）事業について
 - (5) 浜田市人口状況（4～7 月末分）について
 - (6) 浜田市三隅霊園使用者募集のご案内について
 - (7) 水道料金改定による新料金体系（案）について
 - (8) その他
5. 所管事務調査
 - (1) 次期浜田市総合振興計画等について
6. その他

【議事等の経過】

[9時58分 開議]

芦谷委員長

ただ今から福祉環境委員会を開催します。出席委員は8名で定足数に達しています。早速議事に沿って議題に入ります。

1 議案第70号 浜田市手数料条例等の一部を改正する等の条例について

芦谷委員長

執行部から補足説明をお願いします。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑をお願いします。道下委員。

道下委員

この個人番号カードだが、再交付が1件につき500円、あるいは手数料等々書いてあります。このカードは行政手続きや就職する際に活かされるとのことですが、常に持ち歩いていれば紛失する危険は当然あると思いますが、個人情報なんかあると思うんですがどうなんでしょうか。

総合窓口課長

紛失等の危険性は、仰るようにあると思います。ただこの個人番号カードを利用してコンビニ交付を活用していただくことになるので、危険性は無きにしも非ずですが、個人でしっかり保管をお願いしていきたいと思います。

就職等で活用というのは、今後は雇用保険関係等で事業所にマイナンバーの提示を求められることになろうかと思っています。

道下委員

常時携帯する格好になるのかと思います。紛失の危険性は当然出てきます。個人情報絡みの対応も取らなければいけないと思うし、今からその辺りは煮詰めていくのでしょうか。これは再交付によるペナルティ等は一切ないんですか。

総合窓口課長

現在の住基カードと同様に、紛失すると警察に遺失届が必要となります。届出をすると受理番号が発行されるので、それを持参していただき、再交付の申請をしていただくというお手数をおかけする形になりますので、とても大切なものということを理解していただき、大切に保管していただくようお願いしていきます。

道下委員

ということは、今までの住基カードや免許証と全く変わらない対応を取られると理解して良いですか。

総合窓口課長

まず遺失届が必要だということは今の住基カードと同じです。窓口に来ていただいで再交付申請ということで。最初の交付は無料ですが、再交付の際には800円いただきます。500円とあるのは、最初に

芦谷委員長 「マイナンバーはこの番号です」と通知する通知カードになります。
他にありますか。澁谷委員。

澁谷委員 よく分かってないんですが。通知カードの再発行が500円で、個人
番号カードの再発行800円の違いは、どういう理由ですか。

総合窓口課長 この500円と800円というのはそれぞれ、紙代、ICカードの購入
原価等を考慮されて、総務省が設定した金額です。

澁谷委員 通知カードというのは、今のお話だとマイナンバーの番号が書いて
あるという説明だったと思うが、それを貰って、何故また再発行して
もらわないといけないのか。どういうことでしょうか。

総合窓口課長 再発行をするのは通知カードをなくされた場合です。

澁谷委員 通知カードは、ただ番号が書いてあるだけなんでしょう。マイナン
バーが。これが印鑑証明等、全てのことに使えるわけですか。

総合窓口課長 印鑑証明等には使われません。通知カードはマイナンバーの番号が
書いてあることと、住所、氏名、生年月日が書いてあります。それを
例えば自分の勤務している事業所等にその番号を、源泉徴収の時等に
必要になるので事業所等にお知らせします。

情報政策課長 説明に補足させていただきます。通知カードというのはまず10月
に皆さんのもとに、「貴方の番号はこれですよ」とお知らせするた
めの紙で出来たカードです。それを持って、個人番号カード、ICチ
ップが入ったプラスチック製のカードを申請していただく。通知カード
とともに交付申請書が送られてくるので、それに自分の写真を貼って
返送すると、ICチップ付きのプラスチックカードが市町村に送られ
てきて、来年1月から交換出来るようになります。ですから通知カー
ドは番号カードと交換するまでの間のカードだということをまずご理
解いただいて。

また、個人番号カードの取得は義務ではありません。ですからカー
ドを取得しない人も出てきます。ただ、来年1月からの行政手続きで
は個人番号を申請書に記載する必要があるので、通知カードを持って
自分の番号を確認して申請書に書く必要があります。通知カードは最
低限持っていて欲しいものということになります。

澁谷委員 少し分かってきました。いまの課長の話だと、個人番号カードは必
ずしも持たなくて良いイメージですよ、番号さえ覚えていれば。そ
うすると、以前住基カードを総務省が導入した際に、鳴り物入りで無
料で作っていただけたりといった対応を取った割には、浜田市も5パ

ーセントとか、結果的によくわからなかったですよ。

それが今回は、作らなくて良いとか言われると……行政としては何かあるんですか、作って貰った方が良いというものが。

情報政策課長

政府はこの個人番号カードの取得を進めたいと思っているので、例えば個人番号カードを持っていれば、全国どこのコンビニでも住民票や印鑑証明が取れるようにするとしていますし、利便性をより高めるということ。それから昨日の新聞記事にも出ていましたが、消費税が10パーセントに上がる際に2パーセント分の還付をするのに個人番号カードをレジでかざして、その人の口座に振り込むといったことも考えているというように、政府はあの手この手で個人番号カードの取得を国民に進めようとしています。しかし実際のところは、今の所はコンビニで使えるということ、それから顔写真付きの公的身分証明書になるので、免許証やパスポートを持っていない方はこれが代替りの公的身分証明証になるという利便性はあります。

澁谷委員

今の説明だと、個人番号カードには銀行口座番号等もICチップに記録されるということですか。

情報政策課長

いえ、それは記録されていません。例えば消費税の2パーセント分を還付する時は、予めどこに振り込んで欲しいかを申請する必要があります。またICチップ付き個人番号カードの中に入っている情報は、氏名、住所、年齢、性別、顔写真、電子個人認証の情報しか入っていません。税金、年金、預金口座情報はそのカードには入っていません。

澁谷委員

ということは将来的に10パーセントになった時の2パーセント分の還元は、行政で別の手続きをしてコンビニ側に登録するような作業があつて、ということですか。

情報政策課長

まだ詳しい手順は示されていません。ただこれは昨日の新聞の時点では、政府がカードの普及を狙って一つの方法として今考えているというだけの話なので、それが実現するかどうかはまた別の問題です。

西村委員

先ほど課長が、500円800円というのは飽くまでも番号法に基づいて規定されたものだという説明をされたと思います。ということは浜田市が独自に料金を設定するような裁量の余地はないんですね。

総合窓口課長

先ほど言ったように、総務省が設定した500円800円ではありますが、最終的には市が条例で定めるものなので、何か理由があればこの金額を上げ下げすることも可能です。しかし浜田市は総務省が提示した通りの金額を提案させていただきました。

西村委員	総務省が設定したというのは上限という意味なんですか。それともこの程度でという意味ですか。
総合窓口課長	上限とは聞いていないので、この程度でだと思います。
芦谷委員長	他にありませんか。足立委員。
足立委員	西村委員の質問の追加ですが、県内他市はこの金額なのか、それとも上下があるのか。中国地方も含めて、調べている範囲でお分りの点があれば教えてください。
総合窓口課長	県内はこの金額どおりだとお聞きしています。中国地方に関してはすみません調査していません。
平石委員	原価が大体どのくらいか分かりますか。
総合窓口課長	「購入原価等を考慮し」とあるので、この金額が原価だと考えています。
芦谷委員長	他にありませんか。ないですか。議案が1個でこれ以上ないんですが、ないようなので次へ進みます。

2 請願第9号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続を求める意見書の提出について

芦谷委員長	執行部にお聞きしたい点があれば委員からお願いします。何か聞いてみたい点はないでしょうか。澁谷委員。
澁谷委員	この請願を読むと、9割減が7割減になったり、負担が増えるのでそれについての対応ということなので、一見もっともかと思いますが、政府が逆にそのようにしていること理由は、ただ財源の問題だけなんでしょうか。逆の内容の情報をいただきたいと思うんですが。
医療保険課長	国の方で医療や福祉等、色んな制度の改革をやっています。その中で委員が言われたように、財源が大きな問題だろうと思います。この特例制度というのは後期高齢制度が出来て間もなく、7割、5割、2割という軽減は制度として設けられましたが、低所得者の負担をより減らそうということで特例として設けられました。それが毎年特例が延長され、制度が発足して7年続いています。多分皆さんご承知のように、後期高齢者の医療については保険者、いわゆる若い人たちが負担するというので、今回平成29年か30年を目途に、それぞれ被保険者の負担割を、今までは人数割と報酬割というように分けていましたが、今後は全て報酬割に基づいて各保険者に支援をお願いする話も進んでいます。今回の見直しというのも財源の問題、それから一方で

は国民健康保険が7割5割2割の軽減措置になっているので、それとの均衡を考慮して合わせようというような思いがどうもあったと聞いています。

澁谷委員

課長のご説明だと、やはり財源の問題、特に若い方の負担感が増えることに対する均等化の意図があるという認識でよろしいですか。

医療保険課長

そういう部分はあると思いますし、国の負担がいわゆる保険者に報酬割として、後期高齢者の医療費について負担を求めるといふ部分と、国の財政的な負担もある程度減らしたい。そのためには受益者の人もある程度の負担をお願いしたいという、色んな思惑があるように感じています。

澁谷委員

テレビ等を見ると、生活がかなりひっ迫している高齢者の方がかなりおられるという報道がなされています。そういうことに対しては別の仕組みで支援していった、医療については区分けする考え方、という理解でよろしいでしょうか。課長の素直な意見を教えてください。

医療保険課長

厚労省は、特例軽減を廃止しますという方針はまだ示していません。飽くまでも社会保障審議会からの答申ですので、最新の厚生労働省からはまだ、その点については白紙だという情報です。今後検討していくということです。

澁谷委員

この軽減措置がなくなると、高齢者の方の可処分所得は今よりも当然減ってくるわけですよ。そうなった場合、こちらの医療費は国保と同じく7・5・2の割合に合わせるというご説明でした。そうすれば、生活のひっ迫した方に対する支援はまた違った形でしていこうという流れなんですか。

医療保険課長

審議会の中でもこの特例措置を廃止するにあたっては、福祉給付金といったものと抱き合わせしながら、極力負担が一気に増えないように激変緩和措置を講ずる中で、廃止した方が良いですよという、そういう趣旨も答申の中には盛り込まれています。そういった答申を受けて今後、厚労省の方でどういった措置を講ずるかは、これから検討されると認識しています。

芦谷委員長

他にありませんか。なければ次へ行ってよろしいでしょうか。

3 陳情第7号 ノモンハン事件の戦没者慰霊祭に関する陳情

芦谷委員長

執行部に質疑があれば委員からお願いします。西村委員。

西村委員

この陳情の中身は、戦没者の慰霊祭を従来関係者でやっていたもの

を、浜田市にも求める中身になっているんです。毎年1回、今の時期だと思いますが戦没者慰霊祭を、遺族会でやっているのか市の社会福祉協議会でやっているのか、私もはっきり理解出来てないんですが。年に1回浜田市で行っている慰霊祭は、どこがどういう経緯でやっているのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

地域福祉課長

先週土曜に浜田市戦没者追悼式を開催しました。この式は平成21年度から、浜田市と社会福祉協議会が主催という形ではありますが、浜田市の事業として運営的には浜田市社協が浜田市からの委託を受けて運営しています。平成20年度までは浜田市遺族連合会が開催していました。

西村委員

分かりました。20年度まではそういう団体がされていたものが、21年度以降今日まで、市と社協との共催という恰好になった経緯、背景辺りをお知らせいただけますか。

地域福祉課長

今回の陳情と似ている部分があるんですが、なかなか開催・運営が難しくなってきたと。高齢化もあったようですし。そういったことから、市で出来ないかという話があり、市が直接というより開催については社協へ委託という形で、慰霊式ではなく追悼式という形での開催という形に移行したと聞いています。

西村委員

経費的には、年度当初の予算を見ると社協の事業費が8,500万円ぐらい上がっているんですが、その中に追悼式は含まれているのか、別個で計上されているのかということと、その追悼の対象となる人とは、いわゆる太平洋戦争でお亡くなりになった方（兵士）なのか、それとも亡くなった全ての方を対象とした趣旨の追悼式なのか。この2点についてお願いします。

地域福祉課長

予算的には50万6,000円ということで。これは地域福祉課にある地域福祉推進事業の中に組み込んで、追悼式実施委託料ということで組んでいます。対象者はとのことですが、戦争と言えば過去を遡れば様々な戦争もありましたので、どこで線を引かれるかは多分明確ではないと思いますが、遺族会の中では太平洋戦争が中心になっていることはあるだろうと思っています。先日の慰霊式も戦後70周年という位置づけが、そういったところが中心と言いはしますが、どの戦争が対象でどの戦争を対象と言わないということは会の主旨からすると考えていません。

西村委員

私はちょっとそこが聞きたかったんで。ノモンハンを書いてあると

おり 39 年なので。太平洋戦争というのは一般常識からすると 41 年で、そうすると外れてしまうので、仮にそういう発想があったとしても考えの括り方を整理しないと出来ないなというのがあったので。その辺、対象というのは明確になっているんでしょうか。

地域福祉課長

特にどの戦争が対象というのではないと思います。特にノモンハンと太平洋戦争は確か数年しか差がないですし、太平洋戦争のきっかけになった、戦争というよりは事件という解釈もあるようでして、そういった意味では広く戦没者という括りにはなるだろうと思っていますし、今浜田市としてはこの戦没者追悼式というのは唯一これだけをしていますので、基本的に過去の戦争で亡くなられた方に対する追悼の式という位置づけにしています。

芦谷委員長

他にありませんか。柳楽委員。

柳楽委員

いまの質問に関連するんですが、先日も行われた追悼式にノモンハン事件で亡くなられた方のご遺族は参列しておられないんですか。

地域福祉課長

基本的には広く広報にも出しましたし、色んな団体にもご案内して、戦没者の追悼ということでご参加くださいと呼びかけています。あとは個別のご案内ということで言うと、浜田地区なり那賀地区なり、各遺族会の会員の方々にご案内をしたと聞いています。

柳楽委員

その遺族会の中には、この事件の方たちも含まれているということですか。

地域福祉課長

そのことまでは把握していないが、それぞれのノモンハンの追悼式もあります。合同の追悼式も開催されています。そういう情報は存じています。

柳楽委員

ご存知の上で今回こういうものが出されたといことは、別に行いたいと思っておられるんでしょうか。

地域福祉課長

市主催の追悼式ということで言うと、全体の戦没者追悼式となるんですが、ノモンハン事件の会は陳情書の中にもありますが、長い歴史がある中で非常に独自の取組みをされてきました。これを一緒にという考えではなく、これは今までやってきたことを継続したいということで、何か市の関わりをお願いできないでしょうか、という内容の陳情です。

柳楽委員

もう 1 点。市が委託する団体に実務をお願いしたいということですが、実務とは内容的にどういったことですか。

地域福祉課長

多分、ご案内状を出されたり会議のセッティングといったことでは

ないでしょうか。陳情書の中にもちよっと記載がありますが、そういった部分は今、護国神社で事務的なことをされているようですので、要望にあります坂本さんと護国神社が連携して開催されている状況です。

芦谷委員長

他に。西村委員。

西村委員

肝心なことを聞きもらしました。この陳情は同一のものが浜田市にも来ているのかの確認と、もし来ていればもう2ヶ月経っているので一定の見解はお持ちだと思います。その確認をお願いします。

地域福祉課長

市長宛てにも全く同文で陳情を提出されています。市としても回答はさせていただきます。概略でよろしいですか、はい。

まず1点目については、先ほど来話をしていますが、戦没者追悼式を市の主催では唯一開催しており、そういった中で別途この事件の慰霊祭を市が主催するのは難しい状況です。ただし職員の参列はさせていただきます。

事務費補助についてですが、この意義については非常に理解は出来ませんが、すぐに予算的な措置というのは難しいので今後検討させていただきます。

3番の広報への掲載ですが、これは今年度も9月号に掲載していますし、来年度以降も掲載する予定としています。

4番目の学校関係者も含めて参加をとということですが、学校関係者の参加も非常に意義が深いと考えています。今年度から教育委員会や学校関係者には、参加のお願いもしたところです。ただ9月の中旬というのがちょうど、小中学校の運動会シーズンと重なっており、非常に難しいので人数的に何人もというのは難しいということと言えます。

陳情書をいただいた時に実際にお話を聞く中で、坂本代表様、会長様からも、市へ特にお願いがあったのは、継続をしていく上で市に関わって欲しい。市民にこの事実を広く伝えて欲しい、そこを何とか市に支援してもらえないか、ということ強く要望されており、広報や市職員の出席、教育・学校関係者の参加をお願いするということです。そういった部分はすぐ出来るので、まずはこういう部分の支援をさせていただきますとご回答し、ご理解いただいたところです。

芦谷委員長

他にありませんか。道下委員。

道下委員

2点目の事務費程度の補助とは、大体いくらくらいを想定して言わ

地域福祉課長

れているんですか。

金額はそんなに何十万もということではないようです。郵便代や何か準備する物ということで。いよいよ開催が出来なくなるような経済的負担が大きいからという意味合いではなくて、少しでも市で事務費をとという話はこれまでもあったんですが、こうした遺族会が10年20年前には色々な形の遺族会や、戦争に関わる部分での会や団体が非常に多くあったと思います。しかし今、現存されている所もいくつかありますが、そうした団体から要望があったからといってすぐに補助を出すのは、団体間のこともあるので、金額よりもそういう面で難しいということはお伝えしていますし、そういった所で今後検討させていただきますとお話をしています。

芦谷委員長

他にありませんか。平石委員。

平石委員

この会の方々は単独でやりたいという思いがあると思いますが、今やっている追悼を合同でやるという考えは持てないものではないでしょうか。

地域福祉課長

それぞれの団体に具体的に合同でどうでしょうかという話は、もちろん私からもまだしていませんが、今までの活動の経緯や組織を見ると、じゃあ来年度からすぐ一緒にとするのも難しい部分があると思いますし、他にも独自に活動されている遺族会や戦没者団体もあり、ひとくくりにするのは長い活動の歴史から見ると難しいのかなと感じています。

芦谷委員長

他にありませんか。なければ次へ進みます。

4 執行部報告事項

(1) 平成27年度臨時福祉給付金申請受付について

芦谷委員長

執行部から報告をお願いします。地域福祉課長。

地域福祉課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

委員から質疑をお願いします。

(「なし」という声あり)

では次の議題に移ります。

(2) 浜田市健康福祉フェスティバル・浜田駅北医療フェスタの開催について

芦谷委員長

執行部から報告をお願いします。地域福祉課長。

地域福祉課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

委員から質疑をお願いします。平石委員。

平石委員
地域福祉課長

いつも思うんですが、何故同じ日にやるんですかね。

健康福祉フェスティバルは基本的に第3週ということで、何があっても18日に合わせて1年前から企画して、実行委員の団体の皆さんとも確認して、去年のが終わった時点からこの日程を決めていました。

駅北医療フェスティバルは先ほど言いましたように、民間主体です。様々な事情の中で基本は、始まった当初は10月開催の中で出来るだけ、その時は健康福祉フェスティバルは第3日曜、駅北医療フェスタは第4日曜と、一応別日の開催という話があったようです。結果的に昨年度は向こうの団体内部での調整があり、何週間も前後するのは非常に難しいとのことで1週繰り上げた形で同日になったと。今年度も結果的には同じ状況があって、10月18日の次の日曜で開催という話もあったようですが、最終的には18日になったと。それをもって、それじゃあ健康フェスティバルを1週間ずらすことも出来なくはなかったのかもしれませんが、基本的に健康福祉フェスティバルの方にもそういったことがどうなんだろうかという話もさせていただいた上で、やはり健康福祉フェスティバルも24回目ですし、第3日曜の予定は変えないということでさせていただきました。

結果的に同日開催が続いたわけですが、昨年度もそうですがバスを使われて両方の会場を行き来される方もいらっしゃるのので、そこに運賃助成をさせていただいています。昨年度も100人以上の方にご利用いただいています。同日開催の良い面、連携をさせていただこうと思っています。

芦谷委員長
地域福祉課長

よろしいですか。

すみません、先ほど言いました地域医療対策課は民間主体のフェスタの実行委員会に、市の代表として入っているということで、メインはあちらの駅北の実行委員会の中で、色んな事情がある中で25日はどうしても出来なくなり18日になったと聞いています。

芦谷委員長

他にありませんか。ないですね。では次へまいります。

(3) 介護保険負担限度額更新申請にかかる質疑等の状況について

芦谷委員長
健康長寿課長
芦谷委員長
西村委員

執行部から報告をお願いします。健康長寿課長。

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑をお願いします。西村委員。

今の説明ですと、これは飽くまで広域として纏めたもので、これ以

外にも浜田市と江津市でそれぞれ苦情も含めて質問を受けたのは相当数あるけれども、纏めていないということですか。確認しておきます。

それと6月29日から7月15日ということで、期限が非常に短い間の数値なんですけど、当然これ以降も苦情なり質問なりはあったらと思うんですけど、それは纏めてないということですか。

健康長寿課長

この受付は7月15日までにお願ひしますというご案内していますので、発送した直後から7月15日までの間にお出でになった分だけの数値をカウントしています。それ以降については纏めていません。それと、浜田と江津両市については先ほどもちょっと言いましたように、こういう分類としての質疑等の調査はしていません。どんな苦情があったかは8月にも漠然とお答えしましたが、当然初めての制度なので、窓口で更新申請にお出でになった時に、当然だと思いますが一言二言三言は色々質疑なり苦情なりを聞いた上で受理するのが多かったと思っています。

西村委員

分かりました。もう一つ、1割から2割に負担が変わる方に対する周知も併せて行われたのではないかと思うんですけど、それはどうなんですか。恐らくそういった苦情もあつたんじゃないかと思いますが。

健康長寿課長

1割から2割に負担割合が上がる方は8月の資料で提示しており、7月23日現在で圏域でも378人の方に送っています。それが2割に上がる方の実数です。それに関してこの資料のような、どんな苦情なり問合せがあつたかについては、整理していません。

芦谷委員長

他にありませんか。ないようなので次へ進みます。

(4) 浜田市多子世帯生活支援（商品券交付）事業について

芦谷委員長

執行部から報告をお願いします。子育て支援課長。

子育て支援課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

委員から質疑をお願いします。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩します。再開は11時10分です。

[11時 00分 休憩]

[11時 10分 再開]

芦谷委員長	会議を再開します。冒頭に医療保険課長から発言の申し出がありましたのでお願いします。
医療保険課長	先ほど後期高齢の請願の審議の中で濫谷委員さんから、財源と特例軽減の関係でご質問があった際、私の説明において後期高齢の軽減を受けていない被保険者の保険料に影響があると受け取れる趣旨があったようですが、この保険料軽減分は全て国費で保険者に交付されているので、この制度によって軽減を受けていない保険者の保険料が上がったり下がったりといった影響は全くございません。確認の意味で補足させていただきます。
芦谷委員長	それでは次へまいります。

(5) 浜田市人口状況（4～7月末分）について

芦谷委員長	執行部から報告をお願いします。総合窓口課長。
総合窓口課長	（以下、資料をもとに説明）
芦谷委員長	委員から質疑をお願いします。西村委員。
西村委員	4番の移動事由の減の方、職権消除等になって、4月は5件になっていますが、これは例えばどういう状況の時に消除するのかお聞かせください。
総合窓口課長	職権消除や外国人の在留期限経過となりますので、外国人さんは在留カードをお持ちになって入国管理局で日本にいることの申請をされているんですが、その期限が切れますと入国管理局から「切れたので住民票を落としてください」という通知が来ます。それで住民票を落とすこととなります。
西村委員	分かりました。ちょっと意外だったのでびっくりしたんですが。ということは、日本にいる可能性はないんですね。実際にもう外国に出られた事例なんですか、そこまでは浜田市では確認出来ないんですか。
総合窓口課長	外国に出られた場合は出国通知になります。在留資格が切れた状況は、日本にいるんだけど入国管理局に手続きをしていない状況です。住民票上は在留資格のない方は居られないことになるので消除になります。
芦谷委員長	他にありませんか。
足立委員	資料提供ありがとうございます。確認ですが、1番の人口状況の中には旭社会復帰促進センターの数字は入っていないんですか。
総合窓口課長	旭復帰センターで住民登録をされている方は何名かいらっしゃいま

足立委員	すが、ほとんどの方はこの数に入っていません。 あそこに行かれる方は、住民票を移したり等は自分でされるわけではないんですよ。飽くまでも浜田で何かそういうことがあった場合にあそこに入られた方は、当然そのまま住民票はここにあると思いますが、他県の方がここに来て本人だけが移動したのであって、住民票は昔おられた所に置いてあるという解釈でよろしいですか。
総合窓口課長	委員が仰るように、元々おられた所に住民票がある方がほとんどです。例えば車を廃車したいといった理由で印鑑登録書がどうしても必要になった場合、住民票のある所でしか印鑑登録が出来ないので、ご家族がお世話を焼かれて、住民票を移して印鑑登録を行い証明書を発行する。そういった事情のある方が移動されています。
芦谷委員長	他にありませんか。 (「なし」という声あり) では次の議題に移ります。

(6) 浜田市三隅霊園使用者募集のご案内について

芦谷委員長	執行部から報告をお願いします。環境課長。
環境課長	(以下、資料をもとに説明)
芦谷委員長	委員から質疑をお願いします。 (「なし」という声あり) では次の議題に移ります。

(7) 水道料金改定による新料金体系(案)について

芦谷委員長	執行部から報告をお願いします。上下水道部管理課長。
上下水道部管理課長	(以下、資料をもとに説明)
芦谷委員長	委員から質疑をお願いします。西村委員。
西村委員	従量料金の所で 20 立米以上を 2 区分に分けたと説明いただきましたが、アの専用給水装置のこの 4 区分に分けた時の、それぞれの件数がだいたいどの程度か分かりますか。
上下水道部管理課長	明確にこの区分で全て分けてはいませんが、実際は年間で件数が 3 万 1000 件あまりの給水件数があります。使用料で分けているわけではありませんが、そのうち 13 ミリ 20 ミリを使っているいわゆる一般家庭部分が、給水件数でいくと 9 割ぐらいになりますので、実際は 13 ミリと 20 ミリで 95 パーセントという数字が出ています。

ですからほとんど、13ミリで50立米使う方、口径20で使う方もおられるけども、口径別でいくと13ミリ20ミリの一般家庭部分が使われている件数が多数を占めています。水道量別は手元に資料がありません、申し訳ありません。

西村委員

今の説明だと、大雑把に言えば20立米以上は5パーセント前後と見て良いんですか。

上下水道部管理課長

単純には言えないかもしれませんが、大まか程度で。5パーセントよりはもう少し多いかもしれませんが、1割まではいかないだろうと感じます。

足立委員

(3)のその他ですが、船舶用があります。これは多分浜田漁港で県外船が入った時もここに含まれるのかと思いますが、境港と下関を比較した時に、例えば浜田市は相当これが高いのか安いのか、その辺りの比較はされていますか。

上下水道部管理課長

すみません他市との比較はしていないので、また調べてお知らせしたいと思います。

足立委員

これはまだ決定ではないですが、料金改定に向けてシステム改修も含めて、当然されるものとの間の答弁でもあったような気がするんですが。その中でもう一つ、平成33年度以降に再値上げも含めて水道部でも検討されているとのことでしたが、システム改修はその都度するのか、それとも今後人口減少する浜田市の中でもっと先のことを考えた上でのシステム改修をされるのか。水道部は今のシステム改修でそこまで考えているのか、お聞かせください。

上下水道部管理課長

システム改修は、当面向こう5年間使える形での改修を考えていますが、機械等はそのまま使えますし、料金体系が変わってもその打ち込みだけ変えれば使用に耐えるものを入れないといけないと思うので、次の値上げを検討しなければならなくなった時も耐え得る程度の機械をちゃんと入れたいと思っています。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

では次の議題に移ります。

(8) その他

芦谷委員長

その他、執行部から何かありますか。

(「ありません」という声あり)

地域福祉課長

委員から何かありますか。

(「なし」という声あり)

地域福祉課長。

本日報告させていただいた7点について、最終日の全協への報告についてなんですが、現時点で執行部の予定としては、

1. 配布
 2. 配布
 3. 何もなし
 4. 配布
 5. 何もなし
 6. 配布
 7. 配布した上で説明もする
- です。

芦谷委員長

執行部から、全員協議会での扱いについて説明がありましたが、以上のおりでよろしいですか。

(「はい」という声あり)

はいそれで結構です、よろしくお願いします。

5 所管事務調査

(1) 次期浜田市総合振興計画等について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。政策企画課長。

政策企画課長

(以下、資料をもとに説明)

地域 PRJ 推進室長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

今の説明で意見等があればお願いします。進め方ですが、今説明があった、特に福祉環境委員会所管事項についてそれぞれ意見があると思いますので出していただいて、それに対して執行部から回答を頂戴しながら、今後当委員会としてどう反映していくかになると思います。

副委員長。

田畑副委員長

それぞれの計画の最新版をいただいた所なので、すぐ意見を求められても難しい部分もあろうかと思えます。そうしたことを考えると、この常任委員会で各委員も研究しながら総合振興計画並びに総合戦略等について、執行部と議論する場を設けていただかないとまずいんじゃないかと私は個人的に思えます。今意見を言えと言われても、纏まりのない意見ばかりになるかと思えますので、それについてはいか

がでしょうか。

政策企画課長

今後のスケジュールについては最初に説明したように、9月24日に第6回総合振興計画審議会を開催し、その後に中間答申をしていただく予定にしています。そういうスケジュールからすると、また今日とは別の場を設けて意見をいただくのはちょっと難しいかと……。

地域 PRJ 推進室長

今日は見ていただいて、この常任委員会の中でもし色んなご意見があれば聞かせていただきたいと思います。そして議会から何度かこれから先も意見交換をさせていただく機会がありますので、その折々でいただいた意見は都度、総合振興計画なり総合戦略なりに修正を加え、審議会にもお諮りして、10月には審議会からも最終答申をいただく予定にしていますので、そこまでの間に可能な限り意見を反映して修正を加えていくこととなります。今日のところは議会からご意見があれば頂戴して、聞いて帰るに留めさせていただきたいと思います。

澁谷委員

では意見を言わせてもらおうんですが、資料3番の21ページにある社会増減を2040年にゼロにするとか、2040年に出生率2.17を目指すとか、大変良いことだと思うんですけど、この辺の担保というか具体的なお考えがあってこの数字を出しておられるんですか。

地域 PRJ 推進室長

人口ビジョンや目標の策定について、国や県の意向も踏まえながら連携して定めていきます。先般、県からこの社会増減あるいは出生率について目標が定められました。また、他市の状況等も県よりやや高い数値を設定しておられます。目標や現実の可能性等を、これから減少していく状況を鑑みた時に、色々施策を打って減少率を留めていこうという中では、現実的な目標プラス少し夢を持ったぐらいのレベルにあるだろうとは思っています。これを実現していくためにどういう事業を積み上げていくかは、今いくつか出ていますがその積み上げも必要だろうとは思っていますが、概ねこれに向けて実現出来るくらいのものではないだろうかと思っています。

澁谷委員

今年の常任委員会で北陸3市を視察させていただきました。子育て支援や住民福祉が非常に手厚い所もありました。その時に担当係員に質問させていただきました。これはこの地域の風土としてこういう子育て支援や住民福祉の向上、高齢者に対しての手厚いんですかと訊いたら、それは市長さんの考えで、市長さんが変わったので一気に変わりましたという答弁でした。それほど執行権のある市長の考え方というのが非常に高いと思うんです。今私が不安に思っているのは、今の

市長さんは「元気な浜田」という言葉を盛んに使われて、それがもう錦の御旗になっています。ふわっとした感じ、生温かい感じ。全ての政策が、それだったら固定費をいくら増やしても良いような政策をどんどんされているわけですよ。私は、子育て支援や社会動態の人口減少をプラスにしていく、出生率を高める中で、一番の抵抗勢力は市長さんだと思っているんですよ。市長はこの辺のことをきちんと認識されているのかを聞いてみたいと思います。

地域 PRJ 推進室長

浜田市の人口減少を何とかしたいという思いは、市長は当然お持ちです。そのために基本計画についてもまずは仕事づくり。それからそこで来ていただいた方が子どもたちを産み育てやすい環境を整えることでまちが出来上がっていくという思いをお持ちですので、それを反映させるような戦略にしたいと思っています。ただその中で、今回議員さんからも色々な意見を頂戴しながら、戦略あるいは総合振興計画も最終答申まで時間がありますので、そういう意見も踏まえながら変更、修正が加えられるものは加えていく姿勢です。

芦谷委員長

暫時休憩します。

[11 時 57 分 休憩]

[11 時 58 分 再開]

芦谷委員長
足立委員

再開します。続いて、意見のある委員からお願いします。

この総合振興計画で、昨日の総務文教の説明の中で、この素案を用いて今度 100 人委員会が開催されますが、その 100 人委員会でもこの素案をベースに多分説明されるんだろうと思います。5月にあった 100 人委員会の時にちょっと違和感を覚えました。その中で、当然夢を語るのはいくらに結構なんですけど、現状を正しく市民に知らせた上でそういう夢を語らないといけないと思うんですが、その辺の説明が不十分だったと思います。人口減少が大幅に進み加速度的に高齢化率が進んでいく、水道料が上がる、介護保険料は県内で 2 番目とか、そういう正しい現状をきちんと説明した上で夢を語らないと、本当にただの夢になってしまって無駄な時間を過ごしてしまうんじゃないかと思うんですが。その辺り、まず正しい現状を伝えるという部分について、お考えを伺いたいんですが。

政策企画課長

100 人委員会での説明が充分ではなかったというご意見だと思います。

す。5月に2回にわたって100人委員会を開催しましたが、その目的は総合振興計画の基本構想、素案を作ろうということで、どういう浜田に住みたいかの議論から始まりましたので、100人委員会の場でも人口推移等についてはパワーポイントを使っての説明もいたしました。が、今言われた水道料金や介護保険料の現状も踏まえた認識の説明は、確かにご指摘のとおりあまり充分ではなかったと思います。

ですが、どういうまちに住みたいかの議論から始めた所ですので、そのように運営したとご理解いただけたらと思います。またこのような運営の仕方をしたのも今回初めてですので、次期振興計画やあるいは色んな施設整備に向けての住民の意見を聞いて行う場には、いただいた意見を参考にして取り組んでいくようにしたいと思います。

足立委員

もっと言えば、出生率が大切だと市長も部長も議会中に答弁されているんですから、未婚率は当然この中に挙げないといけないと思いますが、どこかの資料にありましたが出生率は挙げてあっても未婚率は掲載していない。そういった所で、非常に数字自体が精査されていないと思うところですし、国保料が上がっていて、将来の浜田市を言われるのは充分ですし若い世代をここに住ませたいのは分かりますが、実際島根県立大学には浜田市からの合格者はいなかったと。この現実を踏まえた上でやらないと意味がないと思うんですよ。特に浜田市職員の皆さんのお子さんでも、「じゃあ島根県内の大学、浜田の大学受験したらどうなの」という話をしてないじゃないですか。若い世代を住ませたいと言って、他の人の子どもはこの浜田に住ませて、自分たちの子どもは都市部の大学に行かせていて、いずれ歳を取らないとなかなか帰ってこないというのは本末転倒だと思いますし、私は自分の子どもに「この浜田に永遠に住んでおけ」なんて言えませんよね。皆さん同じ気持ちだと思うんですよ。そんな浜田市に、夢を持って語ろう、しっかりと総合振興計画を作りましょうと言っても、本当に無駄な時間を過ごすと思うんですけど。その辺を踏まえた上で改めて伺いますが、総合振興計画を作るという上では現状を正しく伝えないといけないと、私は強く思うんですけど、ちょっと課長の考え方を改めて伺います。

政策企画課長

現状については本日お配りした資料2の、部門別計画の各施策の最初の所、それぞれの施策の現状と課題を表やグラフを使って記載するようにしています。ご指摘のとおり色んな不十分な所もあろうかと思

いますので、今仰った国保料や水道、介護のこともありますが、それ以外にもあればまた具体的にご指摘いただければ、見直ししたいと思っています。

それから若い人が魅力を持ってない浜田ではないかといった指摘ですが、そうした魅力を持てるようにしようというのがこの計画ですので、全体で見ていただいて、また不足する点があれば具体的に指摘していただけたらと思います。

足立委員

個別の数字を言っていくと夜までかかるので、それを言うのはあれかなと思うんですが、社会福祉の向上という点から考えた時に、これは一般質問もしたんですが、地域包括ケアが健康だろうが健康じゃなかろうが、病気だろうが病気じゃなかろうが、高齢者 65 歳以上の方々にに関して言うと、全員が本来そこに入ってくるはずで、もっと言うとそこに 1 万 9500 人の方がこの浜田市にいらっしゃって、そういったことがあるという現実の中で、実際はこの 4 番目に書かれておられる。部長答弁では「順番なので大した意味はない」というお答えでしたが、であれば 1 番に当然するべきだし、基本方針に「地域包括ケアシステムの構築」について明記されています。これが 4 番に来ていることはとても理解出来ないと思いますし、もう一つ言うと、これも言いましたけど広域行政組合との整合性が全く図れていない。その辺りをやはりきちんとした数字は確立していただきたいのと、目標数、先ほどからこれ……以前配布があったので確認しておきましたが、全ての数字がやはり甘いですよ。ちょっとやればこの数字達成出来るだろうなと思う数字を、どこの部門も挙げていらっしゃるので。そうじゃなくてこれ目標ですよ。頑張らないと達成出来ない数字を計上されないと。これ総合振興計画なので最上位計画なので、ちょっと頑張っただけで達成するような数字を挙げられて「達成しました A 評価です」と言われても、なかなか評価出来ない。もっと言うと、それをやった結果で人口が増えているのかと言えば、何も変わらないと思いますよ。その辺、各部門とも数字はもうちょっときっちり詰めていただいて、もっと上の高い数字を挙げていただきたいと思うんですが。その辺についてお考えを伺います。

地域 PRJ 推進室長

今日は基本的に、所管委員会の該当部分の意見を聞かせていただきたいと思っていて、その中で今後、今包括ケアシステムなり広域行政組合との連携という視点については担当部局もしっかり聞かせて

いただきました。今後それをどう反映させていくかはこれからお時間をいただいて検討を進めたいと思っています。

また、全ての数字が甘いということについては、これはもう一度改めて数字の目標値がどうなのかを各部にも検討させたいと思っています。

それと基本的な考え方として、この戦略は現実的なものというのも当然あるんですけど、それを実現していくために今後戦術もしっかり固めていきたいと思っています。現在載っている色んな事業については、その中の今考えられる一部であります。自治体によってはその具体的な事業を総合戦略の中には載せずに、戦略の中でこれからこういうものを考えていくということをやする所もありますので、その目標に向かってそれが実現出来るような具体的な施策は、これから5年の間にしっかり考えていって、追加で行うようなことも出てくるだろうと思っています。

芦谷委員長
西村委員

他にありませんか。西村委員。

振興計画の素案の、32 ページの財政計画。歳入歳出の収支が合うような計画になっていますが、中期財政計画との絡みで、確か33年度が11億の赤字だったと記憶していますが、これはどういう考えにもとづいてこの表になっているのか。

政策企画課長

32 ページの表についてですが、これは昨年度策定した26年度中期財政計画から持ってきているものですので、確かに赤字になるといった見込みだったと思いますが……これは中財から持ってきたものでありまして、赤字の点についてはちょっと答えられませんので、また後ほどお答えさせていただきます。

市民生活部長

11億の赤字は実質収支でありまして、これも数字は基金を取り崩す、貯金を崩せば数字は埋まって収支は合いますから表面上は出ませんが、11億の赤字を内包しているのは事実です。

芦谷委員長
政策企画課長

他にありませんか。政策企画課長。

昨日の総務文教委員会でも依頼があってお答えしたんですが、今日いただいた意見についてはこの総合振興計画や戦略に採用するかどうかといった点をこちらで纏め、最終日の全協の場になろうかと思いますが、その一覧表をお示ししたいと思っています。

まだ熟読していないので意見が出せないといったご意見もありましたが、最終的には最終答申が出るまでは反映出来るんですが、もしご

意見がありましたら早いうちに頂いて、見直せるものは見直していきたいと思いますので、この委員会が終わってからも結構ですし、今週中くらいにいただいた意見は今日いただいた意見と同じような扱いに出来るかと思っておりますので、もしご意見がございましたら直接でも結構ですから、お寄せいただけたらと思います。

芦谷委員長

委員から何かありますか。今出ましたように、今週中くらいにその他意見があれば申してくださいということです。今日出た意見については執行部で斟酌され、それなりの対応や回答を賜りたいと思います。

では、この議題については終わりたいと思います。

6 その他

芦谷委員長

その他に入ります。執行部から何かありますか。

(「ありません」という声あり)

委員から何かありますか。

(「なし」という声あり)

それでは執行部に関係する議題は終わりましたので、執行部の皆さんは退席されて結構です。ありがとうございました。

《 執行部退席 》

芦谷委員長

それでは議案の採決に移ります。委員から採決の前に何かありますか。

(「なし」という声あり)

議案第 70 号

浜田市手数料条例等の一部を改正する等の条例について

では採決を行います。議案第 70 号浜田市手数料条例等の一部を改正する等の条例について原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に

請願第 9 号

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続を求める意見書の提出に

ついて

採決の前に何かありますか。継続審査や賛成意見・反対意見ありますか。道下委員。

道下委員

この請願ですが、まだ他市の意見も出ていません。少しこの内容を熟知したいと思っていますし、この軽減特例が廃止されることによって財源はどうなるのかをすごく危惧しています。その観点から、この継続を提案する次第です。

芦谷委員長

はい。継続審査という意見がありましたがいかがでしょうか。他にありませんか。西村委員。

西村委員

特例措置で9割減額、それから8.5割の軽減をしているものを3年かけて、本則に戻すということが、法で決まっているのではなくそういう方向で国が動きつつあるということですが、是非考慮していただきたいのは後期高齢者医療の保険料です。というのは平成20年から制度がスタートした、その時点から比べると所得割で言えば1.2パーセント程度、均等割で言うと4、5,000円アップしている状況にあるわけです。その他にも介護保険料のこと等、良い出せばきりがなくらい高齢者にとって色々な意味での負担増がこの間ずっとなされてきたといことを、是非判断材料として皆さん方にお持ちいただきたいということを、是非とも紹介議員として皆さんに配慮していただきたい。

その上で、今継続という意見が出ましたが、私としては結論を出していただきたいんですが、敢えてそこまでは言いませんけれども、継続についても若干理解する気持ちは持っています。

芦谷委員長

継続の意見と、それに対する西村委員の発言がありました。他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それではお諮りします。継続審査をすることについて、皆さんの判断を仰ぎたいと思っています。本請願は閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

《 挙手多数 》

挙手多数であります。よって本請願は継続審査とすることに決しました。

陳情第7号 ノモンハン事件の戦没者慰霊祭に関する陳情

続きまして陳情第7号を議題とします。採決を行う前に何か意見等ありますか。継続審査あるいは一部採択等ですが。西村委員。

西村委員

執行部に対しての質疑と言いますか、お聞きしたいこととお聞きしましたが、私はもうちょっと、先ほどの請願も含めてですが、思うのは自由討議と言うか、出された陳情請願に対して自分がどう思うのかということをもっと議論しないと、執行部に聞いてすぐ結論を出すということであっては、委員会として良くないんじゃないかと思っています。その意味で言うと、私としてはこのノモンハンに関する陳情についてはちょっと判断しかねている部分があって、出来れば継続審査にしていただきたい。その上で皆さん方から色々な陳情に対しての意見をそれぞれ出していただきたいと思います。提案も含めた意見です。

芦谷委員長

先ほどの請願の件も引き合いにしながら、この委員会で自由討議をしてはということでした。西村委員からは、このノモンハンに関する件については継続審査としたいとのことでしたが、他に意見はありますか。柳楽委員。

柳楽委員

今言われたように、先ほど執行部から、市としてのお返事はされたと同いしましたが、それに対して出された側の方がそれで納得されたのか、それとももっと違う形でと今も思っておられるのかが分からないんですが。

芦谷委員長

今の質問ですが、やり取りの中では陳情が合って説明をして納得するしないもなく、そのまま終わっているような印象は持っています。他にありませんか。足立委員。

足立委員

このノモンハンの坂本さんも思いがあって陳情されたわけですから、もうちょっと執行部側の、戦没者追悼式と合同に出来るのか出来ないのか、それぞれの立場や思いもあるでしょうから、出来れば継続にして機会がある時にこの会長さんに来ていただいて、その思いや合同の可否について、それとも単独でする必要が本当にあるのかどうかという部分も、聞く機会があっても良いのかなと思うので、そういった意味を含めて今回は継続という形で良いのかなと私は思うんですが。

芦谷委員長

他にありませんか。西村委員。

西村委員

私が判断しかねているのは、市なり県なりの地方公共団体がこういったことにどう関わるのかということが、私としてちょっと考えあぐねている点の一つです。もう一つは、結局家族の方々がこういったことについてどのような活動をこれまでしてこられているのかが、ちょ

っと私には分からない。努力の中身というか。継続出来ない状況にあることは現状としては分かるんですけど、犠牲になられた方の後継者と言うんですか、ご家族の方々の活動内容を是非もうちょっと知りたいなど。主体的に出来ない状況になるというのが……ちょっと理解出来ないなということなんですけど。

芦谷委員長

西村委員から意見がありました。何かございますか。それぞれあればお願いします。平石委員。

平石委員

先ほども聞いたんですが、やはり何十年も経っている状況の中で関係者の人だけでやっていくのはなかなかいたしい部分も多分にあると思いますし、全体を取りまとめて1本化が出来れば一番良いんでしょうけど、そういったものも含めて今後検討するというので、私はこの陳情については受けてあげたいと思います。別に継続することもないのかなという気です。

芦谷委員長

はいありがとうございました。他にありませんか。西村委員。

西村委員

自分の中でなかなか纏まらないんですけど、執行部から答弁もあったように、区切りを設けて追悼しているわけじゃないので、という意味で捉えれば、こういった方々も対象になっているという考え方も出来るんで、その辺が自分の中で整理がつかない部分でもあるんですよ。陳情者の意図は恐らく、独自の追悼式なり慰霊祭をやっていただきたいという趣旨は分かるんですけど、そういった中に包含されるという意図で行われている追悼式もあるので、その辺で私自身の整理がつかないということを申し上げたかったんです。

芦谷委員長

はい、他にありませんか。それでは意見も出尽くしましたので、継続審査という意見が出ましたので、継続審査すべきかどうかをお諮りしたいと思います。

本陳情は閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

《 挙手多数 》

挙手多数で、よって本陳情は継続審査とすることに決しました。西村委員。

西村委員

その上で諮っていただきたいんですが、先ほども出たように、参考人という形で陳情者に来ていただくのかどうかも、併せて諮っていた

芦谷委員長

だけたらというのが私の趣旨です。

今出ましたように、閉会中の継続審査の席に陳情者の参考人招致を求めるとのことですが。ここで休憩します。

[12 時 30 分 休憩]

[12 時 38 分 再開]

芦谷委員長

それでは会議を再開します。今出ましたように、再開した後ですがこの陳情につきましては、閉会中の継続審査とすることに決しましたので、よろしくをお願いします。

以上をもちまして、福祉環境委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

[12 時 40 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 芦谷英夫